

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-26

修正案

(発行年 / Year)

1910

修正案

起草委員提出

第七百五十二條(旧第七百四十九條)家族ハ戸主ノ
意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス
家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ定サル居所
ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ第七百五十條ノ義
務ヲ免ル

前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指
定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得
差~~家~~家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ之ヲ
離籍スルコトヲ得但其家族カ未成トナルトキハ
此限ニ在ラス